

○ 湖南衛生組合職員職名規則

平成 8 年 3 月 25 日

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、湖南衛生組合職員定数条例（昭和 41 年湖南衛生組合条例第 4 号）第 2 条に規定する職員の職名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職名の構成)

第 2 条 職員の職名は、職層名及び職務名とする。

(職層名)

第 3 条 職層名は、次のとおりとする。

- (1) 参事
- (2) 副参事
- (3) 主幹
- (4) 副主幹
- (5) 主事

(職層名の適用区分)

第 4 条 参事は、事務局長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

2 副参事は、課長・場長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

3 主幹は、係長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

4 副主幹は、主任の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

5 主事は、前項に定める職員を除く職員の職層名とする。

(職務名)

第 5 条 職務名は、別表のとおりとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 湖南衛生組合職員職名規則（昭和 42 年 4 月 1 日規則第 1 号）は廃止する。

別表

- (1) 事務局長
- (2) 課長・場長
- (3) 係長
- (4) 主任
- (5) 事務系

一般事務

(6) 技術系

一般技術

(7) 技能労務系

自動車運転・一般作業・一般用務・一般業務